

令和4年5月30日

平塚市監査委員 市川 喜久江  
同 井澤 郁人  
同 片倉 章博  
同 金子 修一

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象課  
産業振興部 商業観光課
- 2 監査実施日  
令和4年2月22日
- 3 監査結果の公表日  
令和4年3月25日（平塚市監査委員公表第3号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、紅谷町まちかど 広場占用料の徴収について納期限を 過ぎているにもかかわらず督促状の 未発送があった。平塚市税外収入に対 する督促及び延滞金条例を再度確認 し、今後の事務執行にあたり適正な措 置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 平塚市税外収入に対する督促及び延 滞金条例の条文について改めて確認 し、担当内に周知しました。また、事 務担当者の変更があっても漏れなく適 正な事務執行がなされるよう、事務処 理マニュアルに納期限を過ぎた場合の 督促状の発送に関する手続きについて 明記しました。

- ~~~~~
- 1 監査実施対象課  
福祉部 福祉総務課
  - 2 監査実施日  
令和4年2月22日
  - 3 監査結果の公表日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、県支出金において、交付決定後に1週間以上経過して調定手続きをしたものがあった。また、自動販売機設置にかかる電気使用料及び管理料における納期限設定誤りと、設置団体（行政財産使用者）による売上報告書の提出遅延が複数あったので、平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 課内全員で財務規則等の再確認を図った上で、各事業を複数名体制で管理し、必要書類の起票遅れや納期限設定誤り等の無いよう、規則等の適正運用を徹底します。</p> <p>なお、納期限の設定等は、原則、財務規則により設定するものですが、これによらない合理的理由がある場合には、別途、許可条件書等により適正な納期限を定めることとします。</p>
<p>財産の管理事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 備品については、備品数と台帳を照合したところ、所在を確認できないものが1点あったので、適正な措置を講じると共に、再発防止に努められたい。</p>	<p>財産の管理事務</p> <p>(1) 備品を廃棄した際に台帳の廃棄手続きを失念したことが原因で起きた事案であるため、財務規則等の再確認をし、規則等の適正運用を徹底します。</p>

以上